

平成30年10月25日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第10号

1. 成年後見制度利用促進に係る市町村セミナーを開催します。

前号でお知らせした「成年後見制度利用促進に係る市町村セミナー」を以下のとおり開催します。

➤ 本号の掲載内容

1. 成年後見制度利用促進に係る市町村セミナーを開催します。
2. 各地の取組を紹介します！：
直営の地域包括支援センターを活かして権利擁護支援体制を整備
～香川県三豊市

成年後見制度利用促進に係る市町村セミナー

(1) ねらい

①基本計画の周知及び基本計画の中で市町村が取り組むべきとされている中核機関の設置や地域連携ネットワークの構築に向けた考え方についての行政解説、②先行する市町村の事例等の共有とともに、③出席者同士の情報交換を通して、各市町村における課題整理や推進方策の検討を行うことを目的とする。

(2) 対象

市町村（特別区、一部事務組合等を含む。）、都道府県の職員の方を優先とし、定員の範囲内で、中核機関の委託を受けている方（受ける予定の方を含む。）の参加も承ります。

(3) 申込方法

参加申込票を成年後見制度利用促進室（seinenkouken@mhlw.go.jp）宛てにメールで送信してください。

参加申込票の様式は、各都道府県の成年後見制度利用促進担当宛てにお送りしています（申込みは、市町村または都道府県からのものに限りません）。

(4) 日程・会場

会場名	期 日	場 所
仙台会場	12月19日（水）	フォレスト仙台 第1・2 フォレストホール（仙台市青葉区柏木1-2-45）
兵庫会場	11月14日（水）	ラッセホール ローズサルーン（神戸市中央区中山手通4-10-8）
広島会場	12月12日（水）	サテライトキャンパスひろしま 501・502 大講義室（広島市中区大手町1-5-3）
福岡会場	11月20日（火）	南近代ビル貸会議室 3F 会場（福岡市博多区博多駅南4-2-10）

(5) プログラム

時 間	内 容
13:00～13:40 （40分間）	行政説明 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室 ・地域に中核機関等が欠かせない理由 ・最新の成年後見制度の運用改善状況 ・国の予算（中核機関） ・他地域の取組例や工夫例
13:50～15:50 （120分間） 40分× 2～3事例	自治体事例紹介 <仙台会場> 山形市（山形県）、鴨川市（千葉県） <兵庫会場> 姫路市成年後見センター（兵庫県）、精華町（京都府）、尾張北部権利擁護支援センター（愛知県）、 <広島会場> 呉市（広島県）、上伊那成年後見センター（長野県）、三豊市（香川県） <福岡会場> 大分市（大分県）、延岡市（宮崎県）、三豊市（香川県）
16:00～16:45 （45分間）	情報交換・質疑応答 ・取組の現状や課題の共有等を含めた意見交換・質疑応答を実施

2. 各地の取組を紹介します！

直営の地域包括支援センターを活かして権利擁護支援体制を整備～香川県三豊市

香川県三豊市（人口 66,160 人 H30 年 9 月 1 日現在）では、既存の仕組みを活用して後見人支援機能をプラスする形の中核機関の設置を検討しています。三豊市の取組を紹介します。

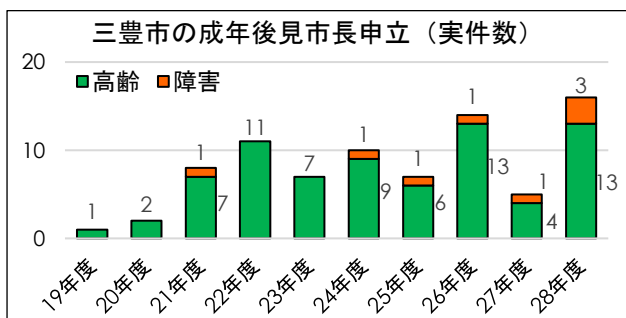


直営の地域包括支援センターの活用

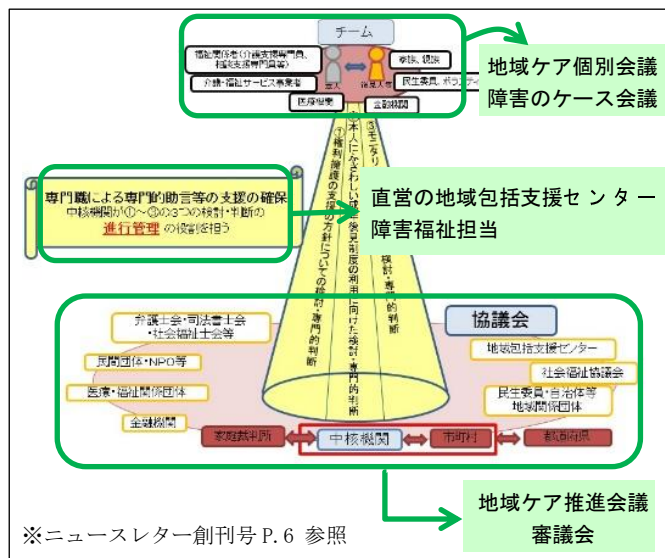
三豊市では平成 18 年度から直営の地域包括支援センターが、高齢者分野での成年後見制度の広報・啓発や相談を受け、必要に応じて市長申立を実施してきました。市長申立を行う場合には、介護保険課と福祉課で「成年後見審判申立審査会」を開催し、必要に応じて専門職の助言も受けながら、成年後見人候補者の推薦を行う仕組みも整えました。

このような現状の中、利用者にとってメリットを感じられる制度の運用のためには、「専門職後見人、親族後見人の支援にしっかり取り組む必要がある」、「事案を振り返って検証していくことが求められている」という認識のもと、直営包括支援センターの職員が権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関を兼ねることを検討中です。

成年後見制度の利用促進は高齢分野だけではなく障がい分野も含むものです。「なぜ直営の地域包括支援センターなのか」という点についても市の内部で話し合われましたが、市長申立についての実績があること、「新オレンジプラン」「5. 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進」の中で成年後見制度が触れられていることを踏まえ、直営地域包括支援センターに中核機関を設置する案を固めました。



既存の仕組みを活かして設置する例（三豊市の案）



直営の地域包括支援センターや機能強化型地域包括支援センター、基幹相談支援センターといった既存の仕組みが、成年後見制度についての相談にしっかりと対応している場合には、そこを中核機関とすることも考えられます。

この場合、「〇〇市成年後見センター」「〇〇市成年後見制度相談窓口」といった名称をつけて広報をする看板を掲げると、地域住民に対して、成年後見についての相談を受けていることを明確にすることができます。

また、一つの機関ですべての機能を担うことが難しい場合には、機能を分散させることもできます。例えば、相談機能は直営地域包括支援センターが担い、社会福祉協議会に市民後見人の養成と広報機能を委託するというのもできるでしょう。まず取り組むべきは、「広報機能」と「相談機能」です。



合議体として審議会を設置

今回（平成 30 年 10 月 1 日）、三豊市は、市としての意思決定をするために、成年後見制度の利用の促進に関する施策について調査審議する場として、審議会を設置しました。審議会設置条例は、次ページの通りです。

三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「法」という。）第14条第2項の規定に基づき、三豊市の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、三豊市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (2) 法第14条第1項に規定する三豊市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療・福祉関係者
- (2) 司法関係者
- (3) 識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再委嘱されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の規定による。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の審議会の招集)

2 審議会については、会長が選任されるまでの間は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。
別表地域包括支援センター等運営協議会委員の項の次に次のように加える。

成年後見制度利用促進審議会委員	日額 8,000
-----------------	----------

今後、審議会に、市としての方針を明示した成年後見制度利用促進基本計画案（市町村計画案）と中核機関の設置案が提出され、審議が開始される見込みです（第1回は11月26日に開催予定）。中核機関の設置と市町村計画の開始は平成31年4月を予定しています。

現時点での市町村計画案では、単独の利用促進基本計画を2年間策定し、その後は、地域福祉計画や介護保険計画、障害福祉計画の見直しの際に利用促進基本計画に該当する部分を書き加えて、定期的な見直しができるように検討したいとのことです。

市町村計画策定のプロセス案

平成 30	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35	平成 36
			高齢者・障害者福祉計画			
				高齢者・障害者福祉計画		
						地域福祉計画
						地域福祉計画
審議会設置	成年後見制度利用促進基本計画					

すでに、社協に成年後見センターがある場合は、そこを軸に中核機関を考えることもできます。成年後見センターなどがいない場合は、市町村内の担当所管を決め、関係する部署があつまってプロジェクトチームを作り、方針案を作成するなど、具体的な協議を開始する時期にきています。

権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する意義を共有し、どのような地域にしたいか、関係する人たちが集まり、協議するというプロセスが重要です。

設立準備会

三豊市では、この条例を制定するにあたり、次のようなメンバーで、2度の設立準備会を行っています。プロセスも含めて参考になりますので、準備会のメンバーや内容についてもご紹介いたします。

■ 準備会メンバー

医師会 副会長	家裁（オブザーバー）
社協 事務局長	市健康福祉部長
社協 権利擁護担当	福祉事務所 福祉課長
弁護士会 高齢者・障害者支援センター運営委員会委員	市介護保険課長
司法書士会/成年後見センター・リーガルサポート 幹事	地域包括センター長
社会福祉士会 ばあとなあ香川 運営委員	

条例制定後も、引き続きこの準備会のメンバーに、基本計画策定等に関わってもらえると、継続した議論ができるでしょう。

■ 協議内容

第1回 平成30年 1月25日	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の利用の促進に関する法律及び三豊市の現状について [資料] ・ 準備会内規 ・ 成年後見制度に関する市内の状況（相談件数、市長申立の概況） ・ 条例案
第2回 平成30年 5月25日	<ul style="list-style-type: none"> 三豊市における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について ・ 条例に基づく審議会設置について [資料] ・ 三豊市における体制整備のイメージ図 ・ 各種計画抜粋（高齢者計画、障害者計画、地域福祉計画等） ・ 高松家裁・成年後見関係事件の概要

内規を定めて準備会を設置する、条例を定めて審議会を設置するなど、各要所で関係者の合意形成を図ること、確実に進展しています。

三豊市成年後見制度利用促進審議会設置準備会内規

（設置）

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、三豊市成年後見制度利用促進審議会準備会（以下「準備会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 準備会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 成年後見制度利用促進審議会の立ち上げに向けての準備に関すること。
- (2) その他、必要な事項の検討に関すること。

（構成）

第3条

- (1) 三豊・観音寺市医師会 (4) 三豊市健康福祉部
- (2) 三豊市社会福祉協議会 (5) 三豊市地域包括支援センター
- (3) 三豊市福祉事務所 (6) 成年後見制度に関し識見を有する者
- (7) その他連絡及び提携が必要と認められる機関

（運営）

第4条 準備会に座長を置き、構成員の互選により選出する。
2 座長は、会議の招集、進行及び総合的な連絡調整を行う。
3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が代理する。

（庶務）

第5条 準備会の庶務は、三豊市地域包括支援センターにおいて処理する。

（秘密の保持）

第6条 構成員は、会議において知り得た個人の情報その他秘密に期すべき事項を漏らしてはならない。構成員を退いた後も同様とする。

（その他）

第7条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、準備会が別に定める。

附則（施行期日） 1 この内規は、平成29年10月1日より施行する。
（招集の特例） 2 この内規の施行後、初めて招集される会議は、第4条の規定にかかわらず、健康福祉部長がこれを招集し、座長が選出されるまで、その議長となる。

